

FAQ

コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金

(ライブエンタメ産業の基盤強化支援)

Version 6 (令和5年5月26日)

『この補助金の概要』について

(1) JLOX 補助金の実施期間を教えてください。

→実施期間は令和5年3月31日から令和6年3月29日までとなっております。なお、対象となるイベントの実施期間は、令和5年4月28日から令和6年1月31日までとなります。(公募要項7頁)

(2) JLOX 補助金の事業内容を教えてください。

→国内のライブエンタメ等のコンテンツ産業の活動を下支えし、収益力回復に向けて、①コンテンツ自体のデジタル化に関する取組や、②コンテンツの展開・配信・収益化に関する取組を実施することを通じて、海外展開に必要となるデジタル技術を軸に今後応用性のある取組を支援することで、ライブエンタメ産業で新たなビジネスモデルにより新たな需要獲得を目指す事業者に対して、その事業基盤強化に向けた取組を促すことを目的とする事業です。(公募要項3頁)

(3) 日本発コンテンツの要件(1)に該当しない場合、対象外事業でしょうか。

→対象外事業ではございません。日本発コンテンツの要件に関しては、(1)に該当しない場合は、(2)及び(3)に該当していれば要件を満たします。例えば、外国人アーティストの招聘公演等であって、(1)の要件を満たさない場合、演出家や舞台監督等が日本国民であり(要件(2))、彼らが日本発コンテンツであることを認識できるような演出等を取り入れていれば(要件(3))、日本発コンテンツの要件を満たします。ただし、その場合、(3)として取り入れた要素について説明した資料を申請時にご提出いただき、その取り入れた要素が客観的に確認できる動画や静止画等を実績報告時にご提出いただく必要があります。

なお、下記の例のような場合は、(要件(3))を満たしているとみなし、説明資料の提出は不要となります。また、実績報告時に、実際の出演者が全員日本国民だったことがわかる証憑が必要となります。(公募要項10頁)

例1) → クラシックのコンサートで演奏される楽曲が海外の著作物であるが、指揮者、演奏者が全て日本国民の場合。

例2) → 演劇の公演で原作・脚本が海外の著作物であるが、出演者が全て日本国民の場合。

(4) (3)として取り入れた要素が客観的に確認できる動画や静止画等とは具体的にどのようなものであれば良いのでしょうか。

→例えば、外国人アーティストが日本国民向けに日本語の歌詞で歌唱するという日本要素を取り入れた場合は、日本語の歌詞で歌唱している部分について抜粋した動

画をご提出いただくことが考えられます。また、日本国民である実演家が、イベントに取り入れた日本要素について説明し、その部分がわかる静止画を併せてご提出いただくことも考えられます。(公募要項 10 頁)

(5) 申請事業者の事業規模について、小規模事業者として申請したいのですが、証憑書類は何を提出すればよろしいでしょうか。

→常時使用する従業員の数が 20 人以下の事業者を証明する必要がございますので、労働者名簿をご提出ください。提出が必須となる書類は下記のとおりです。

	履歴事項全部証明書	労働者名簿
小規模事業者	必須	必須

(6) 申請事業者の事業規模について、中規模事業者として申請したいのですが、証憑書類は何を提出すればよろしいでしょうか。

→会社である場合、資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社は履歴事項全部証明書のみで、常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社という事を証する必要がある場合は労働者名簿をご提出ください。

また、会社ではない場合は、常時使用する従業員の数をもって称する必要がございますので必ずご提出ください。提出が必須となる書類は下記のとおりです。

中規模事業者 (会社である場合)	履歴事項全部証明書	労働者名簿
資本金又は出資金の額が 5,000 万円以下	必須	不要
資本金又は出資金の額が 5,000 万円 以上だが常時使用する従業員数が 100 人以下の場合	必須	必須

(7) 申請事業者の事業規模について、大規模事業者として申請したいのですが、証憑書類は何を提出すればよろしいでしょうか。

→小規模事業者又は中規模事業者に該当しない事業者は、大規模事業者・その他として取扱いますので履歴事項全部証明書のみのご提出で問題ございません。提出が必須となる書類は下記です。

	履歴事項全部証明書	労働者名簿
大規模事業者	必須	不要

(8) 事業者規模の審査のうち資本金について、事業者登録時点の資本金でもって判定されますか。

→事業者登録時点の情報で判断させていただきます。

『対象となる事業の範囲』について

(1) 本事業の対象となる「コンテンツに関するイベント」とは何を指しますか。

→コンテンツ分野（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第11条に定める文化芸術分野）のうち、「実演を伴うイベント」を実施する事業（第9条に掲げるメディア芸術については、実演は必須ではない。）を指します。なお、文化芸術基本法第8条～第11条に定める文化芸術分野は以下の通りであり、第12条に該当する生活文化（茶道、華道、書道など）や国民文化（囲碁、将棋など）に関するイベントは対象となりません。

第8条：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（「メディア芸術」を除く。）

第9条：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（「メディア芸術」という。）

第10条：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（「伝統芸能」という。）

第11条：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（「伝統芸能」を除く。）

（公募要項9頁）

(2) 「イベント」とは何を指しますか。

→顧客/イベント参加者から、参加に必要なチケット収入等を得て、運営される「集客興行」を指します。また、イベントの開催に当たっては、参加に関して一般に広く募集が行われる必要があります。（公募要項11頁）

(3) 「集客興行」とは何を指しますか。

→ある特定の期間内において、実演等の鑑賞を目的として、一定の人数（観客/参加者）を集めて実施する催事を指します。その規模については、リアル開催の場合は参加人数、オンライン開催の場合は接続数などにより判断します。また、主催者がリスクを負う貸切公演についても対象となる場合があります。なお、開催目的が、「集客興業」ではなく、物販・企業や団体の福利厚生・商業施設への集客・学術や教育などであると（外部審査委員会の判断により）認められるイベントは、対象外となります。（公募要項11頁）

(4) 「実演」とは何を指しますか。

→イベントにおいて、演者等が観客に対して、実際に演ずる（パフォーマンスを行う）ことを指します。イベント開催においては原則実演を伴う必要がありますが、第9条に掲げるメディア芸術については、実演は必須ではありません。（公募要項 11 頁）

(5) 公演の一部に、「実演」に該当しない部分が含まれている場合は、対象事業に含まれないのでしょうか。

→公演内に「実演」以外が含まれていることのみをもって対象外とすることはありません。ただし、公演の中で「実演」が行われる時間帯が、公演の開催時間全体（開演～閉演）の過半数を下回る場合は、対象外と判断されます。（公募要項 11 頁）

(6) イベントの「実施」とは何を指しますか。

→申請時に予定していた計画と、同一の内容・期間・場所において、実際に開催することとします。なお、当初の予定から、イベントの内容・期間・場所等を変更する場合は、（様式4）事業計画変更承認申請書、または、（様式4-2）事業計画変更届出書の提出が必要となります。（公募要項 11 頁）

(7) イベントの「参加者」とは何を指しますか。

→イベントに、一定の対価を支払って参加する者を指します。（公募要項 11 頁）

(8) イベントの「出演者」とは誰を指しますか。

→主催者が出演料を支払っている「プロの出演者」となります（出演者が主催者に参加費を支払っている場合は非該当）。（公募要項 11 頁）

(9) ファンクラブ会員限定イベントは対象に含まれますか。

→当該イベントの公演目的が、公演自体での収益を目標とするものであり、かつ、ファンクラブ会員費とは別に、当該イベントに参加するためのチケット収入等が発生している場合に限り、対象になり得ます。

(10) 「チケット収入等」とは何を指しますか。

→参加者が、イベントに参加するのに必要な権利を得るために、「事前」に支払う対価を指します。リアルタイムフル配信等のチケットは該当するが、投げ銭など、参加者が公演中に任意で支払う対価は該当しません。

(11) 「開催場所」とは何を指しますか。

→①リアルイベントの場合、日本国内の都道府県内における特定の範囲・施設等、
②オンライン配信・バーチャルイベントの場合、サイト URL 等となります。

(12) リアルタイムで特定日時にイベントを配信しますが、対象になりますでしょうか。

→対象になり得ますが、当該イベントに参加するための対価の支払いがない方式
(サブスクリプション等) で実施するイベントは対象外となります。

(13) 常時アーカイブ配信の公演は対象に含まれますか。

→対象に含まれません。媒体販売や常時アーカイブ配信をはじめとする、開催期間
中において集客が想定されていないイベントは対象外と判断されます。

(14) 協賛収入などを得て、無料のイベントを行います。対象になりますでしょうか。

→対象となりません。本事業における「イベント」とは、「顧客（イベント参加者）
からチケット収入等を得て運営される集客興行」であり、このチケット収入等と
は、参加者がイベントに参加するのに必要な権利を得るために、「事前」に支払う対
価を指します。したがって、参加者や協賛企業等が任意で支払う対価（協賛収入や
投げ銭等）のみで収入を得ているイベントは対象外となります。

(15) 出演者からも参加費を徴収しているイベントは対象事業でしょうか。

→本事業におけるイベント出演者とは、主催者側が出演料を支払っているプロの演
者のことを想定しているため、主な出演者から参加費を徴収している場合（主な出
演者にチケットノルマが課されている場合も含む）は対象事業とは認められませ
ん。（公募要項 11 頁）

(16) 出演者がバーチャルアイドルのイベントも対象になりますでしょうか。

→対象になり得ますが、バーチャルアイドルがイベント内で実施する内容が、「日本
発のコンテンツに関する」ものである必要があります。

(17) トークイベントは対象に含まれますか。

→演者等による観客に対するパフォーマンスとは見なせないものは、対象外と判断
される可能性があります。（公募要項 11 頁）

(18) トークイベントは対象外と判断される可能性があるとのことですが、音楽イベントの中のトークコーナーは対象に含まれますか。

→トークコーナーを設けること自体は問題ございません。ただし、音楽イベント中で「実演」が行われる時間帯が、公演の開催時間全体（開演～閉演）の過半数を下回るイベントは対象外となります。

(19) スポーツは対象事業に含まれますか。

→対象に含まれません。本事業は、音楽や演劇をはじめとする文化芸術基本法第8条～第11条に定める文化芸術分野（スポーツは、同条に規定する文化芸術分野に含まれていない）のイベントを対象に支援しております。同様の整理で、お祭りやファッションショー等も対象外となります。

(20) お祭りの中で音楽イベントを実施予定なのですが、お祭り全体ではなく、音楽イベント部分だけを切り出して申請することは可能ですか。

→申請することは可能です。イベント全体で見ると対象外である場合でも、その中で実施する公演が対象事業に該当する場合は、対象部分のみ切り出して申請することが可能です。ただし、当該対象部分のみで、「顧客/イベント参加者から、参加に必要なチケット収入等を得て、運営される集客興行」等の要件を満たしている必要があります。

(21) コンテストは対象事業に含まれますか。

→個別具体的に判断しますが、イベントの出演者は、主催者が出演料を支払っている「プロの出演者」を想定しているため、出演者が主催者に参加費を支払っている場合は対象外となります。

(22) 音楽番組の収録は対象事業に含まれますか。

→対象に含まれません。本事業においては、公演の目的があくまで公演自体での収益を目標とするもののみが対象となります。

(23) 街コンは対象事業に含まれますか。

→街コン、レストラン貸し切りイベント、ワークショップ、セミナー等の体験型・参加型イベントについては、公演の目的があくまで公演自体での収益を目標とするものに限って対象事業となる可能性があります。

(24) 花火大会は対象事業に含まれますか。

→花火の打ち上げが音楽と同期している「芸術花火」については、対象事業となります。

(25) 展示会は対象事業に含まれますか。

→対象に含まれません。当該事業においては、文化芸術基本法第8条、第10条及び第11条に定める文化芸術分野のうち、「実演を伴うイベント」を実施する事業、同法第9条に定める「メディア芸術」にかかる事業を支援対象としております。

(26) ゲーム実況は対象事業に含まれますか。

→申請公演内容が対象事業に含まれており、顧客からのチケット等の収入が必須という前提を満たしていれば対象に含まれます。

(27) 演目の解説などを交えた、実演を含む演劇の公演を実施予定です。この場合は対象事業に含まれますか。

→演劇やクラシック、伝統芸能などで、演目の解説などを交えた実演を含む公演を実施する場合は、実演時間が公演全体の過半数を占めているものに限って対象事業となる可能性があります。

(28) 企業・団体の福利厚生として自社社員・会員の専用イベントは対象になりますか。

→対象になりません。本補助金における「イベント」とは「顧客（イベント参加者）からチケット収入等を得て運営される集客興行」を指します。自社社員・会員の福利厚生を目的としたイベントであり、日本発コンテンツを活用し、新たな需要獲得を目指すことを目的とするものではないためです。なお、主催者がリスクを負う貸切公演について（外部審査委員会の判断により）認められるイベントは対象となります。

(29) 商業施設が主催となって、商業施設において歌手等を招請して実施するイベントは対象になりますか。

→原則として対象になりません。但し、当該イベント単体でチケット販売を行い、収入を得る場合、（外部審査委員会の判断により）認められるイベントは対象となります。

- (30) チャリティーイベント（コンサート）は対象になりますか。
→チャリティーコンサートであっても、顧客（イベント参加者）からチケット収入等を得ている場合は対象になります。ただし、寄付金のみで成り立つイベントは対象外です。
- (31) 映画の上映は実施するイベントとして対象となりますか。
→当該イベント単体でチケット販売を行い、収入を得る場合、（外部審査委員会の判断により）認められるイベントは対象となります。具体的には、コンサート映画などであれば、対象事業として認められる場合がございます。
- (32) CG アニメーションを活用した映画に関しては、本事業の対象イベントとなりますでしょうか。
→当該イベント単体でチケット販売を行い、収入を得る場合、（外部審査委員会の判断により）認められるイベントは対象となります。具体的には、CG アニメーション映画と音楽ライブが融合したイベント等であれば、対象事業として認められる場合がございます。
- (33) e スポーツにおいて、「実演」が行われる時間帯が、公演の開催時間全体（会見～閉演）の過半数を下回るイベントであっても対象となりますでしょうか。
→e スポーツは、当該事業において「メディア芸術」に該当することとしており、当該イベント単体でチケット販売を行い、収入を得る場合、（外部審査委員会の判断により）認められるイベントは対象となります。
- (34) 海外での美術の展覧会を予定しています。展覧会開催中、ライブペインティングイベントを行うのですが、このような場合は助成対象に入りますか。
→展示会がメインのイベントを実施する場合は対象となりません。なお、当該事業は日本国内において実施するイベントが対象となりますので、海外で実施するイベントについては対象外です。
- (35) マジックショーは日本発のコンテンツとして（1）日本国民（特別永住者を含む。以下同じ。）が著作権の全部又は一部を有しているコンテンツに該当しますか。
→基本的には「（2）日本国民がそのイベントに主体的に関与する予定のコンテンツ」及び「（3）日本要素を演出等に取り入れているコンテンツ」の該当性を示していただくことを想定しています。但し、日本発コンテンツの該当性については、外部審査委員会の判断により認められるイベントが対象となりますのでご理解ください。

(36) 洋楽を歌うイベントがありますが、日本語で歌えば条件を満たしますか。
→「(1) 日本国民（特別永住者を含む。以下同じ。）が著作権の全部又は一部を有しているコンテンツ」又は「(2) 日本国民がそのイベントに主体的に関与する予定のコンテンツ」及び「(3) 日本要素を演出等に取り入れているコンテンツ」に該当する場合は対象となります。但し、日本発コンテンツの該当性については、外部審査委員会の判断により認められるイベントが対象となりますのでご理解ください。

(37) コンテンツのデジタル化ですが、独自の電子チケット技術等、チケット関係のデジタル化は対象となりますか。

→対象となる可能性はございます。但し、日本発コンテンツの該当性については、外部審査委員会の判断により認められるイベントが対象となりますのでご理解ください。

(38) 計画時には収入が経費を上回る予定（黒字予定）だったが、事業終了時に、収入が経費を上回らなかった（赤字であった）場合、交付決定の取り消しなどの対象になりますか。

→交付決定取消し措置の対象にはなりません。但し、予定時から大幅な差異が発生しないよう、事業実施に努めてください。

『申請』について

(1) 同じ演目のイベントを 1日に昼、夜2イベント（2公演もしくは2ステージ）、3日間で合計6イベント（6公演もしくは6ステージ）を予定しています。この場合は何回申請すればよいのでしょうか。

→本補助金において、1イベント（公演／ステージ）とは1チケットで顧客が観覧等可能な取組を指します。よって、基本的には開催日が複数日・複数時間帯にまたがるイベントは複数回申請していただくこととなります。ただし、例外として、「同一会場・同一演目」または「複数会場・同一演目」のイベントについては、複数日・複数時間帯にまたがるイベントを1申請とすることもできます。

なお、複数イベントを1件として申請した際に、うち一部のイベントが何らかの事由により実施されなかった場合には、実施できた分のイベントで実際にかかった対象経費の1/2が、補助金支払い額となります。また、補助金支払い額は、あくまで当初の交付決定金額が上限となります。

(2) 「複数会場・同一演目」のイベントを1申請として申請する場合、「収支計画書」はどのように記載すればよいのでしょうか。

→1枚の収支計画書に纏めて記載してください。ただしそれぞれの会場で個別にかかっている費用は、会場毎にわかるように記載して提出してください、その際は、収支計画書の右上の「公演回数」については「1」と記載してください。

(3) 「収支計画書」は税込で記載するのでしょうか。税抜きで記載するのでしょうか。

→「収支計画書」は税抜きでご記載ください。ただし、免税事業者、簡易課税事業者及び消費税の控除の特例が適用される事業者におかれては、消費税を補助対象経費に含めて記載・申請いただくことが可能です。その場合は、「免税事業者用のフォーマット」を申請時にご提出ください。

(4) 収支計画書別紙の明細書に記載する「単価×数量」とは何を書けばよいのでしょうか。

→単価×数量とは、例えば、イベント当日に運営スタッフとして10人のアルバイトを日給20,000円で雇う場合は、制作関係費(アルバイト10人×20,000円×1日)合計200,000円というように費用の合理性の確認ができるように内訳をご記載ください。

(5) 「事前着手費用」はどのように申告したらよいのでしょうか。

→交付決定日より前に発注されている経費がある場合、申請時に申請フォームに事前着手届出の有無について有に✓を入れて頂き、提出いただく収支計画書明細に事前着手の理由と、記載の対象費目について事前着手費用欄に✓及び発注日を記載していただくことで、事前着手届出を行うことができ、補助対象経費として認められる可能性があります。申請時に✓及び発注日のご記載をいただけなかった場合、該当する費用について補助対象経費として認めることはできませんのであらかじめご注意ください。

(6) 採否の連絡がある日のイベントは申請の対象になるのでしょうか。

→対象になります。

- (7) 申請締切日の何時までに申請しなければいけないのでしょうか。
→締切日の 23:59 まで受け付けておりますが、締切日は回線が混み合う可能性がありますので、なるべく早い時間にご応募ください。なお、応募締切日の 24 時前のギリギリの時間は、回線が混み合っている場合もございます。24 時を過ぎると受理されませんので、お気を付けください。
- (8) 共同体や、製作委員会、運営事務局として申請することは出来ないのでしょうか。
→申請いただける主催者とは、日本の法令に基づいて設立された法人、もしくは地方自治法 で定められた地方公共団体になります。
また、主催者とはチケットに記載されている主催者ではなく、主要な費用を負担してそのイベントのリスクを負っている法人を意味します。
なお、共同出資の場合は、当該イベントの申請者となる主催者について、出資者全員で合意した「申請合意書」を申請時にご提出いただくことで、当該主催者からご申請いただくことが可能です。
- (9) 申請中のイベント（案件）を取下げたいのですがどうしたらよいのでしょうか。
→1 度申請されたイベント(案件)を事業者自らシステム上で取下げる事はできません。「取下げ」を希望される方は、K から始まる 7 桁の事業管理番号をご記載の上、JLOX 補助金事務局のアドレス (<https://jlox.jp/>) まで「取下げ希望」の旨ご連絡ください。なお、この場合、申請可能上限数は消費されません。
- (10) 交付決定を受けた後に、事業の「取下げ」を行いたい場合はどうしたらよいのでしょうか。
→既に交付決定の通知を受領している場合は、受領した日から 10 日以内は、(様式 3)「補助金交付申請取下げ届出書」をご提出ください。交付決定後 10 日を過ぎて「取下げたい」場合は、(様式 5)「間接補助事業事故報告書」をご提出ください。なお、この場合、申請可能上限数は消費されます。
- (11) 収支計画書は、1 イベント用／複数イベント用／複数イベントを 1 イベントとして申請する場合も同一の書式を使用して良いのでしょうか。
→問題ございません。同じ書式を使用して申請してください。
- (12) 収支計画書の収入欄は、税込で記載して良いのでしょうか。
→税抜きでご記載ください。

(13) 共同出資の同一演目複数回イベントが10イベントあります。出資比率に合わせて5イベントずつ申請したいのですが可能ですか。

→可能です。ただし、1申請毎に「申請合意書」をご提出頂く必要があります。但し、各申請者が補助を受けるには、申請者自身が対象経費を支払っている必要があります。

(14) イベントの開催にかかるイニシャルコスト（舞台制作費などで、通常、費用を一旦資産計上し、公演期間、公演回数や法定耐用年数等で減価償却するもの）について、どのように計上すればよいでしょうか。

→貴社の財務会計または税務会計の処理にしたがって計上してください。もし、申請時の収支計画書や実績報告時の収支報告書における償却方法・期間などが当該年度の貴社の財務会計または税務会計における減価償却と異なった場合は、財務会計または税務会計における減価償却方法で算出しなおしてください。その結果、①減価償却費が減少し、補助金の過払いが生じた場合は、その部分については返還義務が生じます。②減価償却費が増加し、計画時において、収益が発生しなかった場合は、対象外事業となりますので、補助金全額の返還義務が生じます。

(15) 収支計画書の収入欄に記入するチケットの売上金額は販売手数料込みの金額を記載して良いのでしょうか。

→構いません。（対象外費用となっているグッズ販売や飲食に関する販売手数料については、対象外費用として計上してください）

(16) 収支計画書（免税事業者用）を使用して申請したいが、その際に何か証憑の提出は必要となりますか。

→申請事業者様において、免税事業者であることが確認できる直近2年間の財務諸表及び税務申告書の提出が必要となります。

(17) 既に交付決定総額が9,000万円となっている場合、次の申請で補助額2,000万円相当の案件を申請するとなると、上限1億円以内となるよう、1,000万円分だけで交付決定されるのでしょうか。

→その申請をもって交付決定総額が1億円を超える場合は、新規の申請は出来ません。なお、今回のケースでは、補助額1,000万円以内の案件が申請可能となります。

(18) 交付決定上限以内で採択を受け、その後、様式4によって経費の増額をしなければならない案件があり、交付決定総額の上限が1億円を超えてしまう場合、増額

は認められないのでしょうか。

→増額は1億円の上限の中で認められ、それを超える部分についての増額は認められません。

(19) 20公演を1件としてまとめ申請して採択された場合、当該1件の採択をもって、申請可能上限である20件に達したと見なされるのでしょうか。

→まとめ申請で採択された場合は、申請可能上限は1件分のみ消費されます。

(20) 事業者登録ですが、同じ申請者では1つまでしかアカウントを作れないのでしょうか。

→同じ事業者でも別のメールアドレスで複数アカウント作成することは可能です。ただし、申請可能上限数は1事業者当たりの要件が適応されます。システム内で現状の申請件数の総数や交付決定予定総額が確認可能ですのでご調整して申請ください。

(21) 任意団体で『履歴事項全部証明書』がありません。代替となる資料で申請受付可能でしょうか。

→任意団体については、当該事業の対象となりません。

(22) 寄付金、協賛金、クラウドファンディング、公演に関連するグッズ販売は収入として計上することは可能でしょうか。

→収入として計上することは可能です。

(23) 地方創生における共催者とは何をもって共催者といいますか。

→原則として、共催金を拠出して事業主であることを想定しております。但し、外部有識者の判断により認められるイベントが対象となりますのでご理解ください。

(24) 個人事業主は対象となりますか。

→個人事業主は対象外となります。

(25) JLOX事業にあたり法人設立を考えていますが、令和5年度に新設した法人でも補助対象事業者となりますか。

→補助対象事業者となり得ます。

(26) 20公演をまとめ申請で1件として申し込む場合、残り19件申請する権利はあ

るのでしょうか。

→まとめ申請の場合、申請件数は1件としてカウントされますので残り19件まで申請する権利があります。なお、その申請をもって交付決定総額が1億円を超える場合は、新規の申請は出来ません。

(27) 収支計画書に関して、記入欄に支払先の社名を記入する項目があるのですが、アルバイトに払う人件費など支払先の社名がない場合は、どのように対応すればよろしいのでしょうか。

→個人名で記載のうえご提出してください。

(28) 開催日が複数日もしくは複数時間帯に跨がるイベントは、複数回申請することとなります。上記に関して、日付を跨ぐオールナイト公演でチケットは1種類であっても、公演日は日付を跨ぐ＝公演日は2日間になるので、2申請できるという認識ですか。

→チケット単位で1申請として申請してください。

(29) イベントのリスクを負っている法人である事を証明する証憑は必要でしょうか。必要な場合は何を以て証憑として提出すればよいのでしょうか。

→実績報告時にご提出いただく請求書、領収書等の宛名で判断させていただきます。

(30) 同一開催日に同一演目で「昼の部」「夕の部」の2回公演を予定しております。1イベントとして申請できますか。

→まとめ申請で申請可能です。

(31) 現在すでに制作準備がすすんでおり、半数以上（またはそれ以上）の対象経費が、事前着手届出となる見込みですが、このような場合でも申請可能でしょうか。

→交付決定日より前に発注されている経費がある場合、申請時に申請フォームに事前着手届出の有無について有に✓を入れて頂き、提出いただく収支計画書明細に事前着手の理由と、記載の対象費目について有に✓を入れて頂き、提出いただく収支計画書明細に事前着手の理由と、記載の対象費目について事前着手費用欄に✓及び発注日を記載していただくことで、事前着手届出を行うことができ、補助対象経費として認められる可能性があります。申請時に✓及び発注日のご記載をいただけなかった場合、該当する費用について補助対象経費として認めることはできませんのであらかじめご注意ください。

(32) 請求書に記載されている金額が税込金額しかない場合、税抜金額の小数点第1位の金額はどのように考えればよいですか？

→切り捨てとしてください。

(33) 残り交付決定金額が3,000万円の状態で、補助額の2,500万円を2つ申請した際に2つとも採択される可能性はあるのでしょうか。

→2つの申請が採択ボーダーラインを超えている場合は、採択となる可能性はございます。但し、片方の申請については、交付決定総額が1億円となるように交付決定額を調整した内容での条件付き採択となることを想定しております。

(34) 8,000万円が既に交付決定済となっており、残り2,000万円の枠で別日の同一イベントである2,000万円の申請を2件行ったとき、両方採択ボーダーラインを超えている場合は、どちらのイベントが交付決定となりますか。

→申請日が早い方から順番に採択となる予定です。

『取組』について

(1) 審査で認められる取組にはどのようなものがありますか。

→公募要項20頁に記載がある取組が審査の対象となります。

(2) エリアチケットとは、舞台からの距離やブロック毎によって価格帯を変えてエリア分けしているチケットを指しますでしょうか。

→そのとおりです。

(3) ゲスト招聘などによる特別公演形態とは、日替わりゲストが出演するイベントということでしょうか。その場合で、複数イベントを1申請としてまとめた場合、例えば初日と千秋楽のみにゲスト招聘を行う場合でも、1申請としてまとめた複数イベント全体として、取組を実施したことになりますでしょうか。

→そのとおりです。複数イベントを1申請としてまとめた場合は、そのうちのいずれかのイベントにおいて取組を実施していれば、1申請全体として実施した取組とみなします。ただし、1イベント毎に申請されている場合は、それぞれの採択公演ごとに取組を実施する必要があります。

(4) 全体で10イベントある複数イベントを、1イベントずつ10件申請する予定です。最終日にリアルタイム配信を検討していますが、この取組は10イベント（公演）全てにおいて取組として認められるのでしょうか。

→認められません。取組は1申請毎に行っていただく必要があります。なお、10イベントを1つのイベントとして1件で申請する場合は、上記の限りではありません。

(5) 特典付きチケットのみの販売であっても、「コンテンツの展開・配信・収益化に関する取組」の「多様なチケットの販売」として認められますか。

→認められます。ただし、通常のチケットと価格に差がない場合は「多様なチケット」の販売とは認められません。確定検査時にその旨が分かる証憑の提出を求めますので予めご注意ください。

(6) 名義上「製作委員会」のイベントを「申請合意書」を提出し、申請した場合、共催者に支払う費用は「その他のコンテンツの展開・配信・収益化に関する取組」として認められるのでしょうか。

→認められます。ただし、実績報告時に、共催者からの出資金等に「取組」に伴う費用が含まれていないことを証明出来る証憑を必ずご提出してください。証明できなかった場合は「取組」としては認められず、減額もしくは交付決定取消しとなる可能性があります。

（例えば、プレイガイドが共同出資者であった場合で、当該プレイガイドから協賛金収入を得ている場合、協賛金の一部にチケット販売手数料が含まれていないことがわかる証憑をご提出いただく必要があります、証明できなかった場合は、「協賛金収入」という取組として認められません。また、ラジオ局が共同出資者であった場合で、当該ラジオ局に対して番組販売した場合、当該ラジオ局からの出資金の一部に番組販売費用が含まれていないことがわかる証憑をご提出いただく必要があります、証明できなかった場合は、「番組販売」という取組として認められません。）

(7) 「取組」とは何を指しますか。

→「採択イベントの公演本編及び公演本編に関連する各種施策」を指し、採択イベントに紐付いている必要があります。なお、公演本編中に行われる取組以外にも、公演本編が行われた日付・時間以外で行われた取組、公演本編が行われたステージ上以外での取組、公演本編に紐づけられる各種施策においてなされた取組などについては対象となりますが、「採択されたイベント以外で行われた公演」（過去の公演や同じ演目であっても別会場で採択された公演など）における取組は、原則対象外となります。

(8) 全10公演のツアー公演のうち、初日の1公演のみを申請する予定です。同じツアーの最終日にのみバックステージツアーを実施する予定ですが、この場合、初日の公演でもバックステージツアーを実施しているものとみなされるのでしょうか。
→みなされません。原則、採択されたイベント以外で行われた公演（過去の公演や、同じ演目であっても別会場で採択された公演など）における取組は、対象外とします。他方で、まとめ申請（複数イベントを1つのイベントとして申請）する場合については、この限りではありません。

(9) 必ず採択公演実施日が取組の実施日でなくてはならないのでしょうか。
→公演実施日が取組の実施日となることを想定しております。

(10) 同一演目を10イベント（公演）行います。1イベントずつ、合計10件の申請を予定しています。最終日にDVD/Blu-ray販売の為の収録を行います。この場合の「収益チャンネルの多様化のための取組」は10イベント全てに当たるのでしょうか。
→当たりません。「取組」として認められるのは、DVD/Blu-ray販売のためのイベント音源・映像の撮影/収録日、会場での予約販売もしくは販売日になります。他方で、まとめ申請（複数イベントを1つのイベントとして申請）する場合については、この限りではありません。

(11) 同一演目を10イベント（公演）行います。1イベントずつ、合計10件の申請を予定しています。最終日にリアルタイムフル配信もしくはイベントを収録しアーカイブ配信もしくは番組販売を検討しています。この場合の「コンテンツの展開・配信・収益化に関する取組」は10イベント全てに当たるのでしょうか。
→当たりません。「取組」として認められるのは、配信日もしくは、アーカイブ配信等のためのイベント音源・映像の撮影/収録日/販売日に該当するイベントになります。

(12) 同一演目複数回公演を1件ずつ申請することを予定しています。公演全体に対して協賛収入を得ている場合、全てのイベントの取組として認められるのでしょうか。
→認められます。ただし、その収入はイベント数で按分して計上してください。

(13) 「コンテンツの展開・配信・収益化に関する取組」について、「アーカイブ配信」、「DVD・Blu-ray等の媒体販売」をする場合、その撮影・収録をする公演日のみが、取組として認められるのでしょうか。

→撮影日と販売日、または配信日に該当する公演が、取組として認められます。なお、複数イベントを1つのイベントとして申請する場合は、撮影・収録をする日がその中の1日だけの場合でも、その申請においての取組として認められます。

(14) 「コンテンツ自体のデジタル化に関する取組」の事例について、「ティザー動画等による期待感の演出」の確定検査時の証憑として、公演前に出演者が公演日時と会場をコメントしている動画は認められますか。

→認められます。ただし、動画が事前に広く一般的に公開されていることが確認できる必要がございます。

(15) 実施したイベントのライブ映像を海外でしか視聴できないプラットフォームで配信した場合、「加点審査」の「公演の全編について生配信・アーカイブ配信を実施する場合、当該イベントの有料配信が海外でも視聴できるか。」として認められますか。

→認められます。ただし、確定検査時に、海外のプラットフォームで配信したこと、及び、有料で配信したことがわかる動画などの証憑提出が必要です。

(16) 採択公演の映像を収録したDVDを販売予定なのですが、この取組一つで、コンテンツの展開・配信・収益化に関する取組のうち、「イベント音源・映像等の2次使用によるデジタルコンテンツ流通・番組販売等」と「DVD・Blu-ray等の媒体販売」の二つにチェックを付けて申請することは可能ですか。

→申請は可能ですが、二つの取組として認められません。確定検査時において、いずれの取組も実施したことが分かる証憑を確認させていただきますので、その旨が分かる証憑を提出してください。

(17) クラウドファンディングを実施予定なのですが、そこで採択公演を行うアーティストの別の公演に関して支援を募る場合、取組として認められますか。

→認められません。原則、取組は採択公演に紐付いている必要があります。

(18) 「当該イベントの海外向けプロモーション動画（アーカイブ配信を含む）をイベント後作成し配信を行うか。」について、アーカイブ配信は無料でも認められるのですか。

→認められます。ただし、当該アーカイブが海外で視聴可能であることを確定検査時

に確認させていただきます。

(19) 国内外含め、採択公演の全編有料アーカイブ配信を予定しているのですが、この場合、「当該イベントの海外向けプロモーション動画（アーカイブ配信を含む）をイベント後作成し配信を行うか。」と「公演の全編について生配信・アーカイブ配信を実施する場合、当該イベントの有料配信が海外でも視聴できるか。」の両方にチェックを付けて申請してもよろしいのでしょうか。

→両方にチェックを付けて申請して構いません。

(20) イベント開催の中止リスク等に対応するための対策とは、具体的にどのような取組を想定しているのでしょうか。

→イベント中止保険への加入や、ダブルキャストの配置、有観客公演から無観客公演に切り替える準備等を想定しております。詳細については、公募要項の補足説明資料をご参照ください。

(21) 「取組審査」について、①コンテンツ自体のデジタル化と②のコンテンツの展開・配信・収益化に関する取組の各項目について、取組の個数に応じて加点されるのか。→取組の個数に応じて加点されます。但し、取組の個数が多ければ多いほど、点数が高くなる訳ではなく、全体で概ね6個程度の取組までが加点対象となることを想定しております。また、実施する取組の内容によって配点が異なることはありません。

(22) 「加点審査」のうち、「イベント開催の中止リスク等に対応するための対策を事業者が行っているか。」について、保険に加入しようと考えているが具体的にどのような内容であれば対象となりますか。

→興行中止保険に加入されていることを想定しており、施設賠償責任保険といった開催中の事故等に対応するための保険は該当しません。

(23) 「加点審査」の「海外向けプロモーション動画の配信」について、同一ツアーを会場ごとで複数申請した場合、ツアー全体の情報が入っている1つの動画を作成し使用しても問題ないでしょうか。

→それぞれの申請したツアーの内容が含まれているのであれば、1つの動画であっても差し支えございません。最終的には確定検査において内容を確認いたします。

(24) アーカイブ制作費は補助対象外とありましたが、アーカイブ映像としてデジタル販売する場合も同様になるのでしょうか。

→デジタル販売する場合であっても制作費は対象外となります。ただし、開催する実演イベントのアーカイブ映像の収録費用であれば対象となります。

(25) 取組に関して、上映会の実施はファンクラブ会員向けでも問題ないでしょうか。

→当該イベントの公演目的が、公演自体での収益を目標とするものであり、かつ、ファンクラブ会員費とは別に、当該イベントに参加するためのチケット収入等が発生している場合に限り、対象になり得ます。したがって、取組に関しても広く一般的に行われる内容を想定しています。

(26) イベント中における双方向コミュニケーションとは何を指しますでしょうか。

→視聴者が投稿したチャットの内容をライブの配信者が読み上げる事でリアルタイムでの交流が活性化され、視聴者と配信者の一体感が生まれ、イベント参加者の満足度を高める事が望まれる取組を指します。

(27) デジタルコンテンツは高い技術を伴う必要がないとのことですが、技術レベルは点数には影響しないという認識でしょうか。

→実施する取組の内容によって配点が異なることはありません。

(28) 取組内の『チケット営業』とは、どのような内容でしょうか。団体販売、企業・学校への斡旋等と考えて宜しいでしょうか。

→公募要項の補足説明資料に記載がありますが、「企業・官公庁向け団体チケット営業」などを想定しております。但し、外部審査委員会の判断により認められる取組が対象となりますのでご理解ください。

(29) 「特殊照明」とはどのようなものを指しますでしょうか。例えばレーザー照明は該当しますか。

→「特殊照明」に関する取組については、公募要項の補足説明資料にも記載しておりますが、レーザー照明、LED ロープライト、ムービングライトなどに関する取組を想定しています。

(30) イベント音源・映像等の2次使用によるデジタルコンテンツ流通・番組販売等に関しては、事業完了日までに行えば取組として認められるのでしょうか。

→ご認識のとおりです。

『採否（審査）』について

- (1) 申請する事業の採択・不採択は誰が決めているのでしょうか。
→申請された事業（イベント）は外部の有識者により構成された外部審査委員会により、審査表に基づき、申請された内容を総合的に審査され採否が決まります。
なお、外部審査委員会の開催日時、議事録、審査委員の名前、所属、連絡先等は開示しておりません。
- (2) 不採択になった場合、申請可能上限は消費されますか。
→消費されません。
- (3) 不採択になった場合、別の募集回において、不採択になった案件とは異なる案件を申請してもよいのでしょうか。
→構いません。
- (4) 審査基準の「加点（任意要件）」のうち、「当該イベントにおいて地方創生に貢献が認められるか」について、地方自治体が1/2以上の出資をしている団体からの後援名義は対象になりますでしょうか。
→対象になります。その他、地方自治体及び官公庁以外では、教育委員会からの後援名義または指定管理者からの後援名義、もしくは、観光地域づくり法人（DMO）が共催者である案件も当該加点項目の対象となります。
- (5) 自分が申請した過去案件の点数はどこで確認出来ますか。
→システム上の当該案件のページにて確認可能です。
- (6) 公募回ごとのボーダー点数は事後的に確認出来ますか。
→各申請者への採否通知メールにてお知らせいたします。
- (7) 地方公共団体からの後援名義の加点項目について、現在申請中なのですが応募期間までに通知書の発行が間に合わない場合、申請時に加点審査の取組として選択することは出来ますでしょうか。
→申請時に後援名義承認書の写し等がない場合には、後援名義を申請している申請書を代替書類としてご提出いただければ加点審査の対象となります。但し、その場合は必ず確定検査時において、取得した後援名義承認書の写し等を証憑として提出いただきます。なお、確定検査時で適切な証憑が確認できなかった場合には、当該項目について減点となります。

- (8) 再審査の結果、募集回ごとの採択ボーダーラインを下回った場合は交付決定取消し、というボーダーラインとは具体的にはどう判断されるのでしょうか。
→募集回ごとにボーダーラインを設定いたします。したがって、採択となった募集回のボーダーラインを下回った場合に交付決定取消しとなります。
- (9) 基礎審査・取組審査・加点審査についての細かい得点配分表などがございますでしょうか。
→各審査項目の具体的な配点については公開しておりません。なお、基礎審査は最大で40点満点、取組審査は最大で30点満点、加点審査は最大で40点満点となっております。
- (10) まとめ申請の場合、取組として行うアーカイブ配信は、同じ内容でも9公演収録し、9公演分アーカイブ配信しないと加点されないのでしょうか。
→アーカイブ配信についてはまとめ申請の場合、1公演分の配信であっても取組として認められます。
- (11) 取組内容にある「ライブフォト」とはこういった内容を指しますでしょうか。
→採択公演における舞台写真等の販売を行う取組を想定しております。詳細については、「公募要項の補足説明資料」をご確認ください。
- (12) 広告収入と協賛収入の2つが加点要素としてありますが、違いを教えてください。
→広告収入はイベント期間中に売り出している広告枠で得られる収入を指しております。協賛収入はイベントや事業に対して企業から得られた収入を指しております。

『対象経費』について

- (1) 公募要項の対象経費にない、経費（費目）は対象にならないのでしょうか。
→補助金の対象となる経費は公募要項に記載されている経費のみになります。
- (2) 延期・中止したイベントの時にかかってしまったキャンセル料金、チケットの払い戻し手数料などは対象にならないのでしょうか。
→この補助金は、新たに行われるイベントに対する支援であるため、延期・中止したイベントに関わる費用は対象になりません。

(3) タクシー代、新幹線、飛行機代、都内、市内等の交通費は対象になるのでしょうか。

→制作関係費として対象になります。ただし、実績報告の際は支払ったことがわかる証憑の提出が必要となります。(利用者、区間、目的の記載がある証憑)

(4) チケット販売手数料が対象になっていますが、プレイガイドとは相殺契約を結んでいるため請求書と支払い証明がありません。そのような場合は対象経費にならないのでしょうか。

→プレイガイドに支払うチケットの販売手数料は、プレイガイドが発行した「精算明細書」が請求と支払いに関する証拠書類となります。

なお、発注に関する証憑の提出も必要になる事がありますので、販売手数料率を取り決めた書類(契約書、提案書類、メール等)を必ず保管しておいてください。

(5) イベントのリハーサルの会場費は補助の対象経費になるのでしょうか。

→「会場関係費」もしくは「制作関係費」として対象になります。

(6) 取組として行った経費は補助対象経費になりますでしょうか。

→イベント実施に関わる直接的な経費のみが対象経費となります。したがって後日のアーカイブ配信費用やグッズ製作費用等は対象外となります。(取組=対象経費ではありませんのでご注意ください。対象となる費目は公募要項に記載されている経費のみとなります。)

(7) 今回の補助対象経費に該当している経費が最終公演日までに支払いが完了しないのですが、補助対象経費として認められるのでしょうか。

→原則、交付決定日以降に発注し、事業完了日までに支払った経費が、補助対象経費として認められますので、最終公演日を過ぎていても事業完了日までに支払いが完了していれば補助対象経費に該当します。

(8) 弁護士や行政書士、税理士、社会保険労務士等に委託して申請代行を行うことは問題ないでしょうか。

→申請書類の作成等は問題ございませんが、申請システムにおける申請や担当者の登録は申請団体の担当者が行うようにしてください。

(9) 海外アーティストの招聘で発生する、ビザの申請代金の費用は補助対象経費になりませんか。

→補助対象外経費となります。

(10) 日本で収録した音楽ライブ等を海外初出としてライブイベント形式で実施する場合、会場及び制作費、出演費に関する費用を補助対象経費として申請することは可能でしょうか。

→日本国内の会場等で実施するイベントに係る費用が補助対象経費となります。

『申請内容の変更』について

(1) 関係者に新型コロナウイルス感染者が出てしまいイベントを中止することになりました。どうしたらよいのでしょうか。

→予定されていたイベントが中止となってしまった場合は(様式5)「間接補助事業事故報告書」をご提出ください。なお、この場合は、申請可能上限数は消費されますので、予めご了承ください。

(2) 関係者に新型コロナウイルス感染者が出てしまいイベントを延期することになりました。どうしたらよいのでしょうか。

→延期する日程が決まっている場合は、申請時に予定したイベント日より前に、(様式4-2)「事業計画変更届出書」をご提出いただく事によりイベント日程の変更をおこなうことが出来ます。

ただし、事業変更を行う理由が新型コロナウイルス感染症の拡大が原因と認められない場合には、外部審査委員会で承認されない場合もあります。

(3) 有観客のイベントにて採択されましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、無観客イベントに変更したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

→イベントの実施日が変更にならない場合は、(様式4-2)「事業計画変更届出書」の提出は不要です。ただし、無観客イベントに変更したことによって補助対象経費の増額が必要となった場合、申請時の予定したイベント日より前に、(様式4)「事業計画変更承認申請書」をご提出いただき、外部審査委員会にて承認された場合のみ、増額が可能となります(外部審査委員会による承認の可否は、通常の交付決定日と同じタイミングで行います。)。なお、増額の申請が可能となるのは、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う増額のみとなり、それ以外の事由に伴う増額は認められませんので予めご注意ください。また、当該変更により採択時の採点結果に

関わる事業内容の変更であった場合は、確定検査時に改めて審査・採点を行い、その結果、採択時と採点結果が異なり、その得点が募集回のボーダーラインを下回った場合は交付決定取消となります。

(4) 採択されたが追加の費用が発生することがわかった場合は、どのようにしたらよいでしょうか。

→イベント日より前に、(様式4)「事業計画変更承認申請書」をご提出いただき、外部審査委員会にて承認された場合のみ、増額が可能となります(外部審査委員会による承認の可否は、通常の交付決定日と同じタイミングで行います)。ただし、増額の理由が新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う増額でない場合は認められません。

(5) 「事前着手費用」の追加や変更をしたいのですが、どうしたらよいでしょうか。

→「事前着手費用」は採択時に承認されている必要があるため採択後の「事前着手費用」の追加・変更は出来ません。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響により、採択されていた公演の延期が決定したのですが、どうすればよろしいでしょうか。

→事業完了期限である令和6年1月31日までに事業完了可能な開催日に延期する公演については、申請回に関わらず、(様式4-2)「事業計画変更届」を事務局に提出することにより、当初交付決定額の範囲内で補助を受けることが可能となります。なお、「事業計画変更届」は、公演延期が決まった段階で速やかに(原則、当初の公演日までに)ご提出ください。延期先日程が決まっていない場合は、空欄でもかまいません(延期先日程が決まり次第、再度「事業計画変更届」をご提出ください)。「事業計画変更届」が提出されない場合は、交付決定取消となりますので、ご注意ください。

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響以外の理由では、採択公演の延期は認められないのでしょうか。

→例外として、地震・台風・その他の天変地異による影響を受けた場合も、延期を認める可能性があります。この場合も、上記(6)と同様の手続きを行ってください。

『実績報告・確定検査』について

- (1) 実績報告とは何を報告することでしょうか。
→予定された事業をすべて終了し、すべての支払を終えた後に、実施した事業についての「事業内容の報告」、「収支の報告」及び「行った取組に関する証憑の提出」などを行なっていただくことです。
- (2) いつまでに実績報告をしなければならないのでしょうか。
→実績報告期限までに、実績報告を行わなければいけません。実績報告期限は、イベント実施日から90日後もしくは令和6年1月31日のいずれか早い方に設定されます。なお、まとめ申請の場合は、最終公演日から90日以内、もしくは令和6年1月31日のいずれか早い方に設定されます。(公募要項7項)
- (3) 確定検査とは何を検査することでしょうか。
→採択された内容どおりに事業が実施されたかどうか、経費が適切に支出されたかどうかを検査します。
- (4) 実績報告の提出後の修正依頼に対応している間に事業完了日を過ぎてしまっても大丈夫でしょうか。
→問題ありません。ただし、確定検査の期間を実績報告書の提出日から原則1ヶ月以内とする予定のため、可能な限り迅速な検査完了に御協力ください。
- (5) 事業完了日が土日の場合の提出期限はどうなるのでしょうか。
→補助金システムは常に稼働しておりますので期限までに実績報告を行なってください。
- (6) 補助金はいつ支払われるのでしょうか。
→確定検査が終了後にお支払いいたします。なお、事務局は、精算払請求書を受領したら、最長20営業日、最短10営業日でお支払いいたします。
- (7) 概算払いが申請できる条件はあるのですか。
→応募時に概算払いの希望を申請した事業者に関し、交付決定金額の50%を上限とし、一部の補助対象経費（会場関係費の施設利用料及び申請・報告に関する費用）について、事業期間中における補助金の概算払い対応が可能です。ただし、申請者の事業規模が、小規模事業者もしくは中規模事業者であることが、概算払い適用の条件となります。

- (8) 発注書・請求書・支払い証明はそれぞれすべてを提出する必要があるのですか。
- 請求書・支払い証明はすべてご提出いただく必要があります。発注書は原則提出の必要はありませんが、必ず保管しておいてください。確定検査の中で確認する場合があります。
- ただし、事前着手費用として認められた費用については発注書の提出が必要となります。
- (9) 申請の時に「収支計画書」に記載した支払先が変更になってしまいました。変更になった支払先は認めてもらえるのでしょうか。
- 必要書類（請求書、支払い証憑など）をご提出頂ければ認められる場合があります。
- (10)「収支報告書」の発注日とはいつの日付を記載したらよいのでしょうか。
- お手元にある発注書に記載の発注日をご記載ください。ただし、賃料、権利使用料、水道光熱費など、長期契約を結び特に毎回発注しない費用については「一」をご入力ください。
- (11) 採択された際に加点項目となっていた「取組」がいくつかあります。確定検査の時に、「取組」に関する証憑を提出する必要があるのですが、どのようなものが証憑として認められますか。
- 採択された事業において、加点されている取組が実際に行われたことが客観的に確認できるものとなります。詳細については、「公募要項の補足説明資料」をご参照ください。
- (12) 取組の「協賛収入」の証憑として契約書がありますが、代理店を介しているため、代理店との間で交わされた契約書になってしまいます。直接協賛社と交わしていない契約書でも「協賛収入」の証憑として問題ないでしょうか
- 協賛社名が明記されていれば、代理店等との間で交わされた契約書でも証憑として認められます。
- (13) 同一演目同会場の公演を1件ずつ申請し、20件採択されました。20件全てで加点が認められた取組に「特殊照明」があるのですが、ゲネプロ時の動画を証憑として提出する場合、1つの映像を20件の共通の証憑として提出することは認められますか
- 認められます。ゲネプロやリハーサル時のみならず、対象となる取組を行った特

定の1公演の映像を動画提出しても同様に認められます。1つの動画で複数公演の証憑とする際は、該当する事業管理番号がわかるように提出してください。ただし、もちろん全ての採択公演で当該取組を行っている事が前提となりますので、その点ご注意ください。

(14) 第3回以降の申請では令和6年1月31日に実施のイベントも応募可能となっています。1月31日のイベントで採択された場合、事業完了日も1月31日になりますが、実績報告の証憑が間に合わない可能性があるため、事業完了日を延長しても行うことはできますか。

→事業完了日の延長は認められません。必ず1月31日までに実績報告を行ってください。超過した場合は、交付決定取消しとなります。

(15) 出演者やスタッフへの支払いに関しては、銀行振込や現金での支払いになりますが、どちらでも対象となりますか。

→対象となります。

(16) 実績報告のシステムに記載のあるアンケートに関しては、回答する必要がありますか。

→実績報告時に全ての案件について回答していただく必要がございます。

『その他』

(1) 他の補助金の申請も考えています。JLOX 補助金と併用して申請してもよいのでしょうか。

→申請していただくことは可能ですが、同じ経費に対して他の公的な補助金・助成金を二重に受けとることは出来ません。したがって、他の補助金・助成金を利用する場合は、費目や経費を明確に切り分けてご申請ください。

(2) 「公募要項」の改訂はどのようにして知ることが出来るのでしょうか。

→「公募要項」が改訂される場合は、必ず JLOX ライブエンタメ事務局のウェブサイトでお知らせをいたします。

(3) 「委託」と「外注」の違いがわかりません。

→「委託」は申請者が委託先に対して、事業の全部または一部の実務を依頼し、受託した者が業務を進めることとなります。

「外注」は発注先に対して、明確な指示や仕様に基づいて発注を行い、発注先が申請者の指示にしたがって業務を進めることとなります。

(4) 採択されたイベントに関する資料はいつまで保管しておく必要がありますか。
→採択され交付を受けたイベントに関する資料（補助金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等）については、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しておく必要がございます。なお、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運用を図るために必要と認めるとき、並びに補助金の交付による成果の確認が必要な際は、現地調査等を行う場合がありますので、申請書類に係わらず、関連資料は須く保管し、必要に応じてご提出等していただけるようにしておいてください。

(5) 来場者に新型コロナウイルス感染者が発生してしまった時はどうしたらよいのでしょうか。
→採択されたイベントで新型コロナウイルス感染者が発生した際は実績報告時にその旨をあわせてご報告ください。なお、国による要請等が撤廃された後に事業を実施する場合には、取扱いを変更する場合がございます。

(6) 電話で直接問い合わせをしたいのですが、連絡先を教えてください。
→事務局の電話番号は 0120-370-609 になります。（受付時間：土日祝日を除く10:00～17:00）
なお、メールでの問い合わせも受け付けておりますので、合わせてご活用ください。

・JLOX ライブエンタメ補助金事務局 HP：<https://jlox.jp/>

また、オンラインで説明会についても実施予定でございます。詳しくは、下記 JLOX ライブエンタメ補助金事務局のウェブサイトよりご確認ください。

・お問い合わせフォーム：info1@jlox.jp

更新内容(3月30日時点)

(追加)

『この補助金の概要』について

(5)(6)(7)を追加。

『対象となる事業の範囲』について

(31)(32)(33)を追加。

『申請』について

(20)を追加。

『対象経費』について

(7)を追加。

『採否(審査)』について

(7)を追加。

(旧)

『申請』について

(17)既に交付決定総額が9,000万円となっている場合、次の申請で補助額2,000万円相当の案件を申請するとなると、上限1億円以内となるよう、1,000万円分だけで交付決定されるのでしょうか。

→その申請をもって交付決定総額が1億円を超える場合は、新規の申請は出来ません。なお、今回のケースでは、補助額2,000万円相当の案件を申請した場合に上限となる1,000万円分が交付決定されることとなります。

(旧)

『取組』について

(14)「コンテンツ自体のデジタル化に関する取組」の事例について、「ティザー動画等による期待感の演出」の確定検査時の証憑として、公演前に出演者が公演日時と会場をコメントしている動画は認められますか。

→認められます。

更新内容(4月14日時点)

(追加)

『この補助金の概要』について

(8) を追加。

『対象となる事業の範囲』について

(34) (35) (36) (37) (38) を追加。

『申請』について

(21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) を追加。

『取組』について

(22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) を追加

『採否(審査)』について

(8) (9) (10) (11) (12) を追加。

『対象経費』について

(8) (9) (10) を追加。

『実績報告・確定検査』について

(15) を追加。

更新内容(4月21日時点)

(旧)

『取組』について

(16) 採択公演の映像を収録したDVDを販売予定なのですが、この取組一つで、コンテンツの展開・配信・収益化に関する取組のうち、「イベント音源・映像等の2次使用によるデジタルコンテンツ流通・番組販売等」と「DVD・Blu-ray等の媒体販売」の二つにチェックを付けて申請することは可能ですか。

→申請することは可能です。ただし、確定検査時において、いずれの取組も実施したことが分かる証憑を確認いたしますので、その旨が分かる証憑提出が必要です。

更新内容(5月19日時点)

(旧)

『申請』について

(9) 申請中のイベント(案件)を取下げたいのですがどうしたらよいのでしょうか。

→事業者自ら案件を取下げる事はできません。「取下げ」を希望される方は、Kから始まる7桁の事業管理番号をご記載の上、JLOX補助金事務局のアドレス

(<https://jlox.jp/>)まで「取下げ希望」の旨ご連絡ください。なお、この場合、申請可能上限数は消費されません。

更新内容(5月26日時点)

『実績報告・確定検査』について

(16) を追加。